

合陸人

婢三

奴小勝

年卅四

左目下

黒子

價稻壹仟束

價稻肆仟玖佰束

略中

右山縣郡大神戸戸主神直大連之賤

○中

天平勝寶二年四月廿二日

正七位下行大目志斐連猪養○下

〔三代實錄八清和〕貞觀六年五月九日甲午勅法隆寺僧承忍○承忍原本作忍據一本改還俗復本姓名中臣美乃連益長便任住據一本改美濃國山縣郡少領益長元各務郡人也十四日己亥以美濃國山縣郡延筭寺預之定額

〔新撰美濃志一美濃二十一郡〕武儀郡は山縣郡の東にあり南より北へ長く南の方にて東に折れて、曲尺の形ちじたる地なり東北は郡上郡に亘り、南は加茂郡、南西の隅にて各務郡に隣り、西は山縣郡西北の隅にて本巣郡に接はり、北は越前國大野郡を堺とす、和名類聚抄に武藝牟介と見え、新撰類聚往來もそれにならひ、文德實錄、延喜式、拾芥抄、節用集等に武義とかき、續日本紀には務儀とかけり、又古事記に牟宜都君、日本書紀に君毛津君、新撰姓氏錄に牟義公モギキとあるも、此地名を名のれる人也、名古屋大須賓生院の藏書、法花經第七局奥書には永正九年卯月十五日濃州無義郡平賀本壽寺常住筆者日禪モギキとし、せり、無義とは珍らしき書ざまなり○中高は三萬二千四百八十五石八斗六升四合百四十六ヶ村古高帳には三萬九千九百十八石餘、六十四ヶ村とす

〔日本書紀七景行〕四十年七月、大碓皇子中略封美濃、仍如封地是身毛津君守君二族之始祖也

〔古事記中景行〕大碓命中略亦娶弟比賣生子押黑弟日子王、此者牟宜都君等之祖

〔續日本紀七元正〕養老元年九月甲寅至美濃國、戊午免方縣務義、二郡百姓供行宮者租

〔新撰美濃志一美濃二十一郡〕郡上郡は武儀郡の北にありて、當國丑寅の隅なる地也、東は飛驒國益田郡に至り、南西の二方は武儀郡を堺ひ、北西は越前國大野郡、北東は飛驒國大野郡に隣れり、文

武藝郡

郡上郡